

<計画の位置付け及び期間>

1. 計画の位置付け

総合計画は、本市の目指す将来の都市像を掲げ、その都市像実現のための施策の基本的方向及び体系を示したまちづくり総合プランと、そのプランに掲げる施策を実現するために実施する事業を示したアクションプログラムで構成します。

まちづくり総合プランは、産業、福祉、教育、生活環境などまちづくりに必要なあらゆる分野を対象とした、総合的かつ計画的な市政運営を図るためのまちづくりの指針として、大牟田市総合計画条例に基づき策定するものです。

まちづくり総合プランは、長期的な展望に基づき、目指す都市像を掲げ、その目指す都市像を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものであり、本市の個別計画の基本となるものです。また、国・県等の計画との整合性にも配慮し、本市の発展と計画の円滑な運営につなげていくことを目指しています。

また、まちづくり総合プランは、行政運営だけに留まらず広く市民にとってもまちづくりの指針となるものです。

2. 期間

まちづくり総合プランの計画期間は、新元号 2(2020)年度から新元号 5(2023)年度までの4年とします。